

別記

交纏相互扶助会規約 草案

第一章 總則

才一條 本会ハ交纏相互扶助会ト稱シ事務所ヲ東京市京橋區築地三丁目八番地  
 日本交通労働總聯盟本部内ニ置ク  
 才二條 本会々員ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ規定ノ見舞金ヲ贈リテ救援シ會員相互  
 ノ親善ト副利増進ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二章 會員

才三條 本会々員タラントスレモハ日本交通労働總聯盟ノ組合員ニシテ各所  
 屈組合ヲ宜シ申シムモノトス  
 才四條 才三條ノ規定ニ從ヒ才壹回ノ拂込ヨナシタル者ハ會員名簿ニ登錄シテ  
 證券ヲ交附ス  
 才五條 會員ハ各所屈組合ヲ通シ所定ノ会費ヲ納入スレ義務ヲ負フト共ニ規定  
 ニ從ヒ別ニ定ムル見舞金ヲ受クル權利ヲ有ス  
 才六條 會員ニシテ会費納入ノ義務ヲ怠リタル時ハ其翌日一日ヨリ本会々員ヲ  
 レノ權利ヲ失フ  
 但シ未納会費金額ヲ納入シタル時ヨリ會員タルノ權利ヲ有セシム

第三章 会費及ヒ救援

才七條 会費ハ左ノ二種ニ分テ毎月末日給料日ニ翌月令ヲ納入スルモノトス  
 甲 一月 金五拾錢也  
 乙 三月 金參拾錢也